

合併協定書

多氣町 勢和村

1 合併の方式

合併の方式は、多気郡多気町及び同郡勢和村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、「^{たきちよう}多気町」とする。

4 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、既存建物の規模、利便性、他の行政機関との位置を勘案し、現在の多気町役場（多気郡多気町大字相可1600番地）とする。

5 財産の取扱い

2町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐ。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 新町の議会の議員の定数は、18人とする。

(2) 2町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後7ヶ月間（平成18年7月31日まで）、引き続き新町の議会の議員として在任する。

(3) 選挙区は設けない。

(4) 議員報酬は、多気町の例による。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 2町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後9ヶ月間（平成18年9月30日まで）、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2) 在任特例適用後の新町の選挙による委員の定数は、24人とする。
- (3) 選任による委員の数は、次のとおりとする。
 - ① 農業協同組合、土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人
 - ② 議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人以内

8 地方税の取扱い

2町村間で差異のある事項については、それぞれ次のとおりとする。

(1) 個人市町村民税

納期 多気町の例により新町に引き継ぐ。

(2) 固定資産税

① 納期 多気町の例により新町に引き継ぐ。

② 不均一課税の種類 多気町の例により新町に引き継ぐ。

③ 税率 半島振興法については、勢和村の例により新町に引き継ぐ。

農村地域工業等導入促進法については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

④ 適用範囲 多気町の例により新町に引き継ぐ。

(3) 軽自動車税

① 標識弁償金 勢和村の例により新町に引き継ぐ。

② 標識 合併までに調整する。

(4) 市町村たばこ税

補助金 合併までに調整する。

(5) 鉱産税

勢和村の例により新町に引き継ぐ。

9 一般職の職員の身分の取扱い

2町村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

- (1) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (2) 職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整する。

10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 法令の定めるところにより、町長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。
給料等については、合併時多気町の例によることとし、その後速やかに特別職報酬審議会を開催し、答申を受ける形で調整する。
- (2) 行政委員会の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。
報酬額については、現行の額をもとに調整する。
- (3) 審議会・委員会等の附属機関、その他の特別職の内、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の人数、任期、報酬額をもとに調整し、新町において新たに設置する。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、合併協議会において協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、統合・改廃を行い、次の区分により新たに整備する。

- (1) 合併時に即時制定し、施行させる必要のあるもの
- (2) 新町において、旧町村の範囲に限り暫定的に施行させる必要のあるもの
- (3) 新町において、逐次制定し、施行させるもの

12 事務組織及び機構の取扱い

新町の事務組織及び機構については、本庁と支庁（仮称）の有効活用を図ることを前提に、住民サービスが低下しないように十分配慮し、職員の定員管理の適正化を図りつつ、「新町における事務組織・機構の整備方針」を定め、これに基づき整備する。

13 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等については、関係市町村、関係組合等との協議、調整に努める。

14 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 戸籍関係手数料については、現行のとおりとする。
住民票関係手数料の「住民票（補助台帳）の閲覧料」については、多気町の例により新町に引き継ぐ。
その他手数料については、現行のとおりとする。
- (2) 証明手数料は、現行のとおりとする。ただし、閲覧手数料については、多気町の例により新町に引き継ぐ。
課税資料図面（公図の写し）については、合併までに調整する。
臨時運行許可については、多気町の例により新町に引き継ぐ。
- (3) 公営住宅使用料については、現行のとおりとする。
- (4) 道路占用料については、現行のとおりとする。
- (5) 施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似施設の使用料については、合併までに調整する。
- (6) その他の手数料については、負担公平の原則により、統一に努める。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努める。

- (1) 2町村に共通している団体については、新町発足時に統合する。
- (2) 独自の目的を持つ団体については、現行のとおりとする。

16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し次のとおり調整する。

- (1) 2町村で同一あるいは同種のものについては、統一を図るよう調整する。
- (2) 2町村で独自のものについては、事業内容を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 他の補助金等に整理統合できるものについては、統合の方向で調整する。

17 字の区域及び名称の取扱い

- (1) 字の区域については、従前のおりとする。
- (2) 字の名称については、現行の大字名から「大字」の表記を削除する。

18 慣行の取扱い

- (1) 町章については、合併までに選定し、新町において定める。
- (2) 町民憲章、宣言、キャッチフレーズ、町の花、木、鳥、町民歌については、新町において定める。
- (3) 友好都市については、新町に引き継ぐ。

19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 人間ドックに関する委託先は、多気町の例により新町に引き継ぐ。
対象者、自己負担額については、合併までに調整する。
- (2) 国民健康保険税・料については、保険料とする。
賦課方式については、現行のおり新町に引き継ぐ。
料（税）率については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、17年度は、現行のおりとする。
限度額、軽減措置、世帯主、納付（税）義務者、本算定時期、賦課期日については、現行のおり新町に引き継ぐ。
納期については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

20 介護保険事業の取扱い

介護保険料賦課徴収事務については、多気町の例により新町に引き継ぐ。ただし、保険料については17年度は現行のおりとし、18年度以降は新町において調整する。

21 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

- (1) 分団の組織については、原則として現行のおり新町に引き継ぐ。
- (2) 消防団員については、新町に引き継ぐ。

- (3) 消防団員の任免、服務、報酬、費用弁償については、合併時に統一する。
- (4) 組織、階級、定員、訓練、出動指令体制については、合併までに調整する。

22 電算システム事業の取扱い

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。

23-1 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙については、合併時に統一し、発行は月1回毎月1日とする。
- (2) ケーブルテレビによる広報活動は、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において勢和村の例により調整する。

23-2 窓口業務

窓口業務については、現在のサービス水準の低下を招かないよう、現行のとおり新町に引き継ぐ。

23-3 消防防災関係事業

- (1) 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。
- (2) 防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において充実させる方向で調整する。

23-4 人権対策事業

- (1) 人権尊重のまちづくり条例については、合併までに調整し、新町において制定する。
- (2) 人権施策基本方針については、新町において多気町の例に基づき策定する。

23-5 障害者福祉事業

- (1) 在宅重度障害者の短期保護（ショートステイ）については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) デイサービス事業（知的・身体障害者）については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 補装具の交付・修理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 日常生活用具の給付については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (5) 心身障害者小規模授産（小規模作業所運営）事業補助については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

23-6 高齢者福祉事業

- (1) 寝たきり高齢者等介護手当支給事業については、合併までに、新たな基準に基づき再編する。
- (2) 敬老会開催事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、開催内容については合併までに統一する。
- (3) 高齢者慰問事業については、多気町の例により新町に引き継ぐ。
- (4) 介護用品の支給事業については、勢和村の例により、新町の事業として引き継ぐ。
- (5) 高齢者配食サービス事業については、多気町の例により新町に引き継ぐ。
- (6) 外出支援サービス事業については、合併までに多気町の例により調整する。
- (7) 生きがい活動支援通所事業については、新町において新たな事業として調整する。
- (8) 高齢者軽度生活援助事業については、勢和村の例により新町に引き継ぐ。

23-7 保育事業

- (1) 保育料については、多気町の例により新町に引き継ぐ。ただし、17年度は現行のとおりとする。
延長保育については、18年度より統一する。ただし、17年度は現行のとおりとする。
乳児保育については、新町において調整する。
土曜日保育については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 通園補助事業については、多気町の例により新町に引き継ぐ。ただし、17年度は現行のとおりとする。

通園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、施設機能の検討と併せて調整する。

(3) 子育て支援センター事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

23-8 その他福祉事業

(1) 放課後児童クラブ活動事業については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

(2) 心身障害者医療費助成受給資格取得（変更・喪失）申請事務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

助成対象者については、身体障害者手帳の1～5級又は、知能指数が70以下の者で、所得制限以下の者とする。

(3) 一人親家庭等医療費助成受給資格取得（変更・喪失）申請事務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(4) 乳幼児医療費助成受給資格取得（変更・喪失）申請事務については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

(5) 老人（68・69）医療費助成受給資格取得（変更・喪失）申請事務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、平成17年8月31日をもって、県制度の廃止に伴う経過期間に準じて廃止する。

(6) 戦没者追悼式については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

23-9 健康づくり事業

事業実施については、新町において医師会等関係機関と調整し、公平なサービスの提供に努める。

(1) 予防接種法による事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 基本健康診査については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

対象者、委託先については、合併までに調整する。

自己負担額については、集団検診500円、個別検診1,400円とする。

(3) 肝炎ウイルス検診については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

(4) 骨粗鬆症予防検診については、2町村の制度を新町に引き継ぐ。

対象者については、合併までに調整する。

- (5) がん検診については、次のとおり調整する。
- ① 対象者、委託先については、合併までに調整する。
 - ② 実施方法については、集団検診・個別検診とする。ただし、乳がんは集団検診のみとする。
 - ③ 自己負担額については、新町において委託単価の2割程度とし、合併までに調整する。

23-10 ごみ対策事業

- (1) ごみ対策事業については、2町村のごみ処理方式（施設、収集体制）が異なることから、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 集積所設置補助金について、新築・改築については上限100,000円とし、修繕については上限30,000円とする。
- (3) 粗大ごみ有料収集における可燃・不燃物の施設利用料は、合併時、統一する。ただし、17年度は現行のとおりとする。
- (4) 指定ごみ袋の大きさ及び単価については、早期に統一する方向で調整する。
- (5) 再資源集団回収事業団体奨励金については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

23-11 環境対策事業

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置補助金は、多気町の例により新町に引き継ぐ。
- (2) 斎場施設について、斎場組合への補助制度は現行のとおり新町に引き継ぐ。個人負担額の均衡を図るための制度を合併時に創設する。将来、新町において直営方式の施設を建設する。
- (3) 犬猫去勢、避妊手術費補助は、勢和村の例により新町に引き継ぐ。
- (4) し尿収集運搬料金については、合併時、統一する方向で許可業者との調整に努める。

23-12 農林水産関係事業

- (1) 生産調整事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、補助体系は、多気町の例による。
- (2) 林道関係事業については、勢和村の例により新町に引き継ぐ。
- (3) 土地改良関係事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。事業実施に伴う負担割合については、合併までに調整する。

23-13 商工観光事業

- (1) 商工会については、統合を促し、補助金については、新町において調整する。
- (2) 観光協会については、再編を促し、補助金については、新町において調整する。
- (3) 祭・イベント事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 企業立地促進奨励金交付事務については、多気町の例により新町に引き継ぐ。

23-14 建設関係事業

- (1) 町村道認定・廃止・変更業務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 町村単独公共土木事業に伴う分担金及び寄付金は、合併までに統一し、新町において分担金として徴収する。
- (3) 下排水路事業については、多気町の例により新町に引き継ぐ。
河川改良・維持事業は、新町において河川台帳の見直しを行い、分担金は多気町の例により新町に引き継ぐ。
- (4) 急傾斜地崩落対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

23-15 上・下水道事業

- (1) 上水道料金体系については、多気町の例により新町に引き継ぐ。ただし17年度は現行のとおりとする。
口径25mm以上の料金は合併年度を含め3カ年間、段階的に不均一料金を適用する。
年払い制度は、平成18年度に統一する。
新規加入分担金については、多気町の例により新町に引き継ぐ。
- (2) 農業集落排水事業の使用料については、17年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において、従量料金制に統一する方向で調整する。
農業集落排水事業の分担金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、新町において下水道事業全体の整合性を図り調整する。
- (3) 下水道事業受益者分担金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
下水道使用料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 浄化槽市町村整備推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
使用料については、新町において従量料金制に統一する方向で調整する。
合併処理浄化槽設置整備事業補助については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

23-16 学校教育事業

- (1) 学校区事務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) スクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぎ、運用は新町において調整する。
- (3) 通学費補助金については、現行のとおり引き継ぎ、新町において調整する。
- (4) 学校給食の実施方法については、新町において調整する。
- (5) 給食費については、合併時に統一の方向で調整する。
- (6) 多子家庭学校給食補助金については、勢和村の例により新町に引き継ぐ。

23-17 文化振興事業

- (1) 文化祭については、生涯学習フェスティバルとして、新町1箇所で開催する。
地区別開催の文化祭については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 文化財保護委員会については、多気町の例により新町に引き継ぎ、定数は10名以内とする。

23-18 社会教育事業

- (1) 公民館の体制について、新町中央公民館は、新町の教育委員会事務局内に置く。
現在の2町村の中央公民館、地区公民館、地区分館は、新町に引き継ぎ、合併までに調整する。
- (2) 中央公民館講座については、現行のとおり引き継ぎ、新町において統一し、新たに講座を計画する。
- (3) 成人式については、新町において多気町の例により、1箇所で開催する。
- (4) 図書館運営について、開館時間、休館日、貸出期間は勢和村の例により新町に引き継ぐ。
図書特別整理期間については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
貸出対象者については、多気町の例により新町に引き継ぐ。
- (5) 体育協会については、合併までに統合を促す。
- (6) 体育指導委員については、合併までに体育指導委員定数並びに選出基準を定める。

23-19 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併時統合に向けて支援する。
- (2) 事業委託等については、社会福祉協議会の事業内容等を考慮しながら調整に努める。

23-20 その他事業

指定金融機関等については、合併までに調整する。

24 新町建設計画

新町建設計画については、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

多気町及び勢和村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく多気町・勢和村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成17年2月25日

多 気 町 長

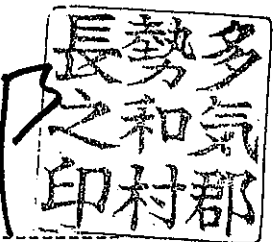
長谷川 順一



勢 和 村 長

林

道 郎



立 会 人

合併協議会委員

長 田 芳 樹

合併協議会委員

花 川 誠

合併協議会委員

寺 村 龍 介

合併協議会委員

西 川 清 嗣

合併協議会委員

北 川 薫

合併協議会委員

北 林 健 一 郎

合併協議会委員

林 駒 三

合併協議会委員

三谷正博

合併協議会委員

三井利男

合併協議会委員

田村康子

合併協議会委員

小林千代子

合併協議会委員

中井琢夫

合併協議会委員

高橋幸照

合併協議会委員

木戸口勉幸

合併協議会委員

吉田勝